

# 認知症当事者参画型開発 実践企業

## 第2回公募のご案内

(経済産業省「令和5年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業  
(サステナブルな高齢化社会実現及び当事者参画型開発普及に向けた関連事業)」)

令和5年 9月

株式会社 日本総合研究所

※本公募要領および関連資料・様式類は予告なく修正されることがありますので、  
必ずウェブサイトに掲載されている最新版をご確認ください

# 目次

## I. 事業の概要

1. 背景、目的
2. 事業スキーム

## II. 事業の内容

1. 事業内容
2. 審査項目
3. 実施期間
4. 応募から事業終了までの主な流れ

## III. 応募手続

1. 応募資格
2. 応募にあたっての留意事項
3. 応募ファイル
4. 受付期間
5. 応募ファイルの作成要領
6. 応募ファイルの提出先
7. 応募にあたっての質疑応答

## IV. 審査の方法

(別添)

様式1 公募申請書

様式2 提案書

## I. 事業の概要

### 1. 背景、目的

我が国は、世界に先駆けて超高齢社会に突入しており、2020年時点では約600万人強が認知症であると言われていています。今後も高齢化の進展に伴い、認知症の人は年々増加していくことが見込まれ、2025年には約700万人までに上ると想定されています。

そのような中、2023年6月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、基本的な概念として、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現の推進に向け、さまざまなステークホルダーが共生社会に向き合うことが求められています。

また、認知症施策推進大綱では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策が推進することが基本的な考え方として示されています。

そこで、日本認知症官民協議会の下に設置された「認知症イノベーションアライアンスワーキンググループ<sup>1</sup>（以下、「認知症イノベーションアライアンスWG」という。）」においては、認知症の人の尊厳を最大限配慮しながら、認知症に関するイノベーションの創出に向けた検討が実施されているところです。

こうした背景を踏まえ、経済産業省「令和5年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業（サステナブルな高齢化社会実現及び当事者参画型開発普及に向けた関連事業）」においては、認知症になっても自分らしく暮らし続けられる「共生」社会の実現を目指し、認知症の人が主体的に企業や社会等と関わり、当事者の真のニーズをとらえた製品・サービスの開発を行う「認知症当事者参画型開発」の普及と、その持続的な仕組みの実現に向け、当事者参画型開発の実践の継続・拡大を図るとともに、共創プラットフォームの自走化に向けた検討等を実施します。その一環として、当事者参画型開発の手法を用い、認知症の人の生活課題の解決や、やりたいことの実現に資する製品・サービスの開発に取り組む実践企業を公募します（以下、本公募という）。

株式会社日本総合研究所（以下、「事務局」という。）は、本公募に採択された実践企業を総合的にサポートし、認知症当事者参画型開発の普及に寄与します。

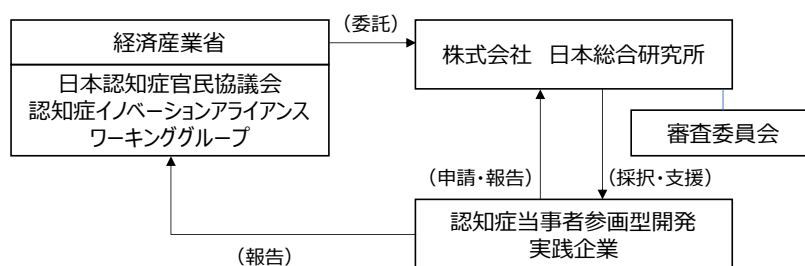
---

<sup>1</sup> 日本認知症官民協議会 認知症イノベーションアライアンスワーキンググループ  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/ninchisho\\_wg/index.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ninchisho_wg/index.html)

## 2. 事業スキーム

本公募は、「令和5年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業(サステナブルな高齢化社会実現及び当事者参画型開発普及に向けた関連事業)」の一環として実施しており、日本認知症官民協議会の下に設置されている認知症イノベーションアライアンスWGにその成果等を報告します。事務局は、経済産業省から委託を受けた株式会社日本総合研究所が担い、本公募の管理支援業務・運営を行います。

本公募では、外部有識者等を委員とする審査委員会による審査を経て実践企業の採択を行い、採択された実践企業に対しては、開発に参画する認知症当事者の紹介やマッチング支援、認知症当事者との共創に関する支援、製品・サービス開発の伴走支援、経産省事業としての情報発信・プロモーションの支援等を行います。



## II. 事業の内容

### 1. 事業内容

#### ① 公募対象

本公募においては、「認知症当事者参画型開発」を実践する企業等を公募します。本公募における「当事者参画」、「開発」の定義・考え方は以下のとおりです。

- 本事業における「当事者参画」とは、「製品やサービスに対するニーズをもつ当事者（本人）自身が、協力の意思を持って、それらの製品・サービスの開発プロセス(企画、実施、評価等)に『参画』すること」と定義する。
- 当事者の主体的な協力意思を伴わない、一方的な観察や意見聴取は「当事者参画」とは言えない。
- 「当事者のニーズを反映した製品・サービス」であることの条件として、当事者の意見が製品・サービスの「コアあるいはそれに近い部分」への反映を意図したものである必要がある。
- ここでの「開発」は新しい製品・サービスの創出だけではなく、既存の製品・サービスを当事者の意見をもとに改良することも含む。

製品・サービスについて想定されるテーマは以下のとおりであり、これらのテーマに合致する製品・サービスを開発（検討中を含む）しており、認知症当事者との「共創」の実践を希望する企業等が対象となります。

(想定されるテーマ)

買い物、移動・交通、金融・財産管理、労働(就労・社会参画)、更衣・身だしなみ、調理・食事、掃除・洗濯、入浴・排泄、交流、趣味、学び、通院・通所、服薬、その他の生活課題等に関する以下の製品・サービスや取組み

- 認知症の人の生活課題の解決に資する製品・サービス
- 認知症の人の「やりたいこと」の実現に資する製品・サービス

(想定される認知症当事者像)

- 認知機能の低下により日常生活に支障が生じている方※  
例:軽度認知障害(MCI)、軽度～中等度認知症、重度認知症、若年性認知症 等  
※認知症の確定診断の有無は問わない

(想定される実証フィールド)

- 自宅、自治体・公共機関、医療機関、介護施設、職場 等

## ② 事業の実施

外部有識者等を委員とする委員会(以下「審査委員会」という。)の審査(審査の流れ、方法については後述の「Ⅱ. 事業の内容 4.応募から事業終了までの主な流れ」および「Ⅳ. 審査の方法」を参照)を経て採択された実践企業においては、経済産業省、事務局との調整を通じ、事業を実施します。

## ③ 事務局からの支援内容

採択された実践企業に対しては、事務局から以下の支援を行います。

- 開発に参画する認知症当事者の紹介やマッチング  
※参画される認知症当事者への謝金等は企業等でご負担ください。
- 認知症当事者との共創の実践の支援
- 経済産業省事業としての情報発信・プロモーションの支援
- 事務局等による開発の伴走支援(月1回程度の面談等)

## ④ 進捗状況の報告等

採択された実践企業は、当事者参画の実践状況について定期的に事務局に報告することとします。また、認知症イノベーションアライアンス WG において成果等を事務局資料等に掲載させていただきます。なお、認知症イノベーションアライアンス WG 以外への情報公開範囲については採択企業と事務局が協議し、決定します。

## 2. 審査項目

実践企業の選定にあたっては、提出書類をもとに、主に以下の本事業の趣旨との整合性について審査します。

- 実証の対象となる製品・サービスの提供価値が本事業の背景・目的に沿ったものであり、認知症当事者の意思や希望を尊重したものであるか
- 本事業における「当事者参画」、「開発」の定義・考え方に沿った取組であるか

### <留意事項>

- 厚生労働省「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」や認知症イノベーションアライアンス WG 作成の「当事者参画型開発の手引き※」等を参考に認知症の人の意思決定を尊重し、開発への参画に際しては同意取得等を丁寧に行うことを原則とします。

※参考 URL:[2022\\_002\\_04\\_00.pdf \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/2022_002_04_00.pdf)

### <採択予定件数>

15～20件程度

## 3. 実施期間

実施期間は、採択決定日～令和6年3月5日です。公募は以下の2回の期間において実施します。

第1回:令和5年7月24日(月)～令和5年8月10日(木)

第2回:令和5年9月1日(金)～令和5年9月22日(金)

#### 4. 応募から事業終了までの主な流れ

応募から事業終了までの流れは、以下を予定しています。

##### <公募～採択>

本公募開始後、応募があった企業等に対して、必要に応じヒアリングを行い、提案書(※)の提案内容の詳細についてお聞きします。その後、審査委員会による審査を経て、応募があった企業等に対し審査結果を通知します。

令和5年9月 : 事業公募

令和5年9月 : 応募企業に対するヒアリング(必要に応じて)

令和5年10月頃: 審査、審査結果の応募企業への通知(実践企業の決定)

##### (※)提案書の記載内容について(具体的には様式2を参照)

- 製品・サービスの分野、開発・展開状況
- 製品・サービスの概要
- 当事者に参画していただく目的・狙い
- 当事者参画の実践状況
- 参画していただきたい認知症当事者像
- 想定する参画方法
- 実証等を行う希望エリア

##### <採択～事業完了>

実践企業の決定後、事務局との初回面談を実施し、参画いただく当事者や、実証フィールド等とのマッチングを行います。その後は事務局と月1回程度進捗面談を実施し、年度末には認知症イノベーションアライアンスWGにおいて最終報告を行います。

令和5年10月頃 : 初回面談

令和5年11月～令和6年2月 : 進捗面談(月1回程度の想定)

令和6年2～3月 : 認知症イノベーションアライアンスWG

での最終報告

令和6年3月 : 事業完了

### III. 応募手続

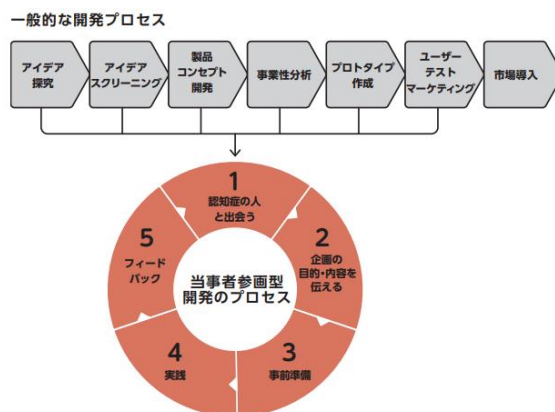
#### 1. 応募資格

本公募に応募するには、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 日本国内に拠点を有していること。
- ② 当該事業期間中および当該事業終了後における事業の実施主体であること。
- ③ 法人格を有する民間事業者又は団体であり、地方公共団体や、法人格を有しない任意団体等(ただし、有限責任事業組合(LLP)を除く)ではないこと。
- ④ 認知症当事者参画型開発を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ⑤ 当該事業を実施できる財政的健全性を有し、また資金について十分な管理能力を有していること。
- ⑥ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑦ 事業の実施にあたり、以下の条件を満たすこと。

- 認知症イノベーションアライアンス WG において作成した「当事者参画型開発の手引き」の内容を理解し、遵守すること。
- 取組の推進にあたって以下の理念を遵守すること。
  - ・ 認知症の人との出会いを楽しみながら、まずやってみる
  - ・ 「認知症」を一括りにしない
  - ・ 認知症の人の意思を尊重する
  - ・ 認知症の人と“チーム”として取り組む
  - ・ 認知症の人に明確に「伝える」・「伝わる」ことを意識する
- 当該年度内に当事者参画の実践を少なくとも 1 回は行うこと。

なお、ここでいう「当事者参画の実践」とは、下図に示すように、各開発プロセスにおいて、「1.認知症の人と出会う」、「2.企画の目的・内容を伝える」、「3.事前準備」、「4.実践」、製品・サービス開発にどのように生かされたかを当事者へ「5.フィードバック」するまでを指します。



(認知症イノベーションアライアンス WG「当事者参画型開発の手引き」より引用)



- 本事業の一環として実施する、当事者参画型開発に参画する認知症当事者や、企業等を対象とした効果検証に協力すること。
- 令和5年度末に開催予定の認知症イノベーションアライアンス WG で成果報告が可能なこと。
- 必要に応じて、今回の取組において得られたノウハウ等を共有し、「当事者参画型開発の手引き」の更新に協力すること。

## 2. 応募にあたっての留意事項

- 認知症当事者参画型開発の普及に向け、事業完了後も、採択企業同士の交流や、開発進捗状況の確認、普及に向けた課題抽出などにご協力を依頼させていただく可能性があります。
- 認知症イノベーションアライアンスWGでは、認知症当事者参画型開発への企業等の関心喚起・参入促進に向け、当事者参画型開発実践企業等を掲載したカオスマップの作成を検討しており、カオスマップへの掲載を依頼させていただく可能性があります。

参考URL:[2022\\_001\\_03\\_00.pdf \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/2022_001_03_00.pdf)

- 採択された企業の経営判断等により、当事者参画型開発の実践が事業期間中に中断する可能性がある場合は、事前に事務局に相談してください。
- 実践企業は認知症当事者参画型開発を実践するにあたり、開発に参画する認知症当事者、その他関係者と紛争、トラブル等を発生させないように最善を尽くすものとします。万一、認知症当事者参画型開発に関し、事故、トラブル、紛争等（以下「事故等」といいます。）が発生した場合、実践企業が自己の費用と責任において、事故等を誠実に解決する責任を負うものとし、経済産業省、事務局は一切責任を負いません。なお、事故等が生じ、又は生じるおそれがある場合は速やかに経済産業省及び事務局に報告を行うものとします。また、認知症当事者その他関係者からの照会及び苦情に対しては、誠実に対応するものとします。
- 不適正経理に伴う応募資格の停止  
経済産業省所管補助金交付等の停止および契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一号又は第二各号第一欄に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、応募できません。

### 3. 応募ファイル

応募にあたり提出の必要なファイルは下記のとおりです。

応募ファイルは、事務局のウェブサイト(本事業紹介ページ)からダウンロードできますので、必ずご利用ください。また、「4. 受付期間」、「5.応募様式の提出先」も併せてご確認のうえ、不備のないようにご応募ください。

(株式会社日本総合研究所 本事業紹介ページ)

<https://www.jri.co.jp/service/special/content11/corner113/healthcare2023/>

<応募ファイル>

- ① 公募申請書.docx(様式1)
- ② 提案書.pptx(様式2)

### 4. 受付期間

第2回

募集開始日:令和5年9月1日(金)

締切日:令和5年9月22日(金)12:00(正午)必着

### 5. 応募ファイルの作成要領

<公募申請書(様式1:エクセルファイル)>

- ・ 書式設定は変更しないでください。
- ・ 必要に応じて記入枠の大きさの調整を行ってください。

<提案書(様式2:パワーポイントファイル)>

- ・ 1ページ目の表の書式設定は変更しないでください。
- ・ 1ページ目には、3ページ目の記入例を参考に必要事項をご記入ください。
- ・ 2ページ以降に製品・サービス提案内容を作成ください。
- ・ 製品・サービスの提案内容は、認知症の人の生活課題の解決に資するもしくは、認知症の人の「やりたいこと」の実現に資する、どのような製品・サービスなのかが分かるように、図、写真、イラスト等を用いてパワーポイント1ページにまとめて作成してください。
- ・ 製品・サービスが複数にわたる場合など、1ページにまとめきれない場合は2ページ以上になっても構いません。

### 6. 応募ファイルの提出先

件名は、「【認知症当事者参画型開発】実践企業応募\_(社名)」とし、メール本文に企業名、担当者氏名・所属・連絡先(電話番号、メールアドレス)を記載のうえ、応募ファイルを添付して以下のメールアドレスにメールにて提出してください。

メールアドレス:200010-dcp@ml.jri.co.jp  
株式会社日本総合研究所 高橋・板花 宛

---

<留意事項>

- 締切を経過して到着した申請は、いかなる理由があろうとも無効となります。
- 本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。
- 本公募締切後、内容について確認等の連絡を行う場合があります。

7. 応募にあたっての質疑応答

応募にあたっての質疑応答は、以下の連絡先にて受け付けます。連絡の際は、メールの件名に「【認知症当事者参画型開発】公募に関する質問」と記載し、本文に企業名、担当者氏名・所属を明記ください。

問合せ先 :200010-dcp@ml.jri.co.jp  
質問期限:令和5年9月22日(金)12:00(正午)

IV. 審査の方法

採択される実践企業は、第三者の有識者等で構成される審査委員会において、提出書類をもとに選定のうえ、決定します。必要に応じてヒアリングなどによる審査を行う場合がありますので、ヒアリングの対象となった企業等については、事務局よりご連絡します。

<留意事項>

- 審査の結果は、当該企業に事務局より電子メールあるいは電話等にて通知いたします。
- 審査委員、審査内容等は非公開です。審査結果に関する問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

以上